

第8期拡張事業に伴う水道料金値上げについて

1. 施設整備の必要性

水道施設は自動車やテレビと同じように、年月が経って古くなれば使い物にならなくなるため、やがては新しいものに取り替える必要があります。

水道施設が使えるおおよその期間は、水槽などの鉄筋コンクリート製のものは60年、水道管は40年、ポンプなどの機械設備や電気設備は10～20年などと、法律で決められています。

夕張市の水道施設は、給水を始めてから既に80年以上が経過しており、旭町浄水場を始めとする多くの施設が今後、次々と取替時期を迎えます。

古くなった施設を使い続けると、故障・断水などが発生したりするので、そうならないようにふり施設を適切に取替えることが必要です。

夕張市が平成23年度からスタートする「夕張市上水道第8期拡張事業計画」では、総事業費約70億円（維持管理委託費を含む金額。更新費用は48億円）を計上し、これまでやり繰りして使ってきた古い水道施設を順次、取り替える計画としております。

2. 更新費用の財源

水道事業では、水道施設が劣化して性能が低下する部分を減価償却費として毎年貯金（内部留保）し、施設が使えなくなった時には取替費用が貯まっているので、それを取替費用に使うというのが原則となっております。

ただし現実には、市民から徴収した水道利用料を貯める行為は一見、金儲けをしているように見えるので、遠い将来の更新費用を減価償却計上して内部留保する仕組みは利用者などから理解されない側面があります。このようなことから、夕張市では水道料金を平成元年から22年間据え置く一方、古くなった施設を大事に使い、取り替えずにやり繰りしてきました。

しかしこうした努力もいよいよ限界に達しており、夕張市の水道施設の取替費用は、総事業費約70億円のうち、約48億円に膨れあがっております。

これに対して、現状の内部留保金（貯金）は2千万円にも満たず、本事業では必要な財源のほとんどを国の補助金と借金（地方債借入）で賄わざるを得ない状況にあります。

以上のことから更新費用を確保するためには、長期的視点に立った財政収支見通しの下、適切な料金体系を早急に設定する必要があります。

3. 水道料金値上げ

水道事業は公共性が高いため、水道料金収入の他に、一般会計の税金から収入の一部を補填することがあります。しかし今の水道料金を据え置いたままだと、税金の補填を見込んでも、事業期間半ばで水道財政が破綻してしまいます。

このため、水道料金・補助金・起債借入金などで構成される収入源の中で調整可能な「水道料金」収入を、単価アップにより増額する改定（水道料金値上げ）は避けられません。

このことから、毎年の内部留保金をぎりぎり確保するケース（最低限の値上げ）と、内部留保金を適切に積み上げるケースについて、今後慎重に検討してまいります。